

第2号様式

緻密かつ適正な捜査及び公判対応に係る指導の推進について（概要）

（令和6年5月13日 鹿刑企第104号ほか）

本通達は、緻密かつ適正な捜査及び公判対応に係る指導の推進に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 警察本部による警察署長指揮事件に対する指導
- 警察本部への報告
- 公判対応体制の確立
- 公判対応所属の任務

等である。